

シティプロモーション推進業務委託仕様書

1 業務の目的

本市において地域おこし協力隊を設置し、当該協力隊員を中心に情報発信サイトや SNS、交流イベント等を通じて、本市ならではの地域資源の魅力を「誰かに伝えたい」という内容として発信することで、市の認知度向上を図るとともに、共感の形成を促進する。さらに、イベントへの参加や本市への来訪、SNS での情報共有などの行動を促すことにより、本市との継続的な関わりの創出・深化を図る。

2 委託業務の内容

(1) 地域おこし協力隊設置支援業務

受託者は、「別紙1 地域おこし協力隊設置支援業務」のとおり、地域おこし協力隊を募集及び採用し、2 (2) から (5) までの業務のプロジェクトリーダーとして本市内に常駐させること。また、地域おこし協力隊の活動について、管理・支援等を行うこと。

(2) 情報発信サイト「Wakayama City Life」の改修及び管理・運用

受託者は、シティプロモーション情報発信サイト「Wakayama City Life」(ホームページ URL : 「<https://wakayamacity.life/>」)。以下、「情報発信サイト」という。) を改修し、その管理・運用を行う。

ア 内容及び機能

情報発信サイトについては、本市ならではの歴史、食、アクティビティ、暮らしの豊かさなどの地域資源を人に伝えたいというストーリー性や意外性、独自性のある情報として、記事及び動画等において発信し、さらにはユーザーの具体的な行動へ繋げるための導線設計を整える。また、本サイトの閲覧数を高めることや、ユーザーの再訪問を促すために、発信内容、発信時期などの戦略を構築すること。

これらのこと以外にも認知度向上や興味・関心の喚起につながると考えられることについては随時提案し、本市との協議のうえ実施すること。

機能としては、一般的に広く使用されているパソコン、スマートフォンなどの端末からのアクセスに対応できる仕様にする。

イ 情報発信サイトの改修

受託者は、情報発信サイトについて、利用者の利便性向上及び本市の魅力発信の強化を目的として、「別紙2 情報発信サイト改修内容」に基づき、サイトの改修を行うこと。

改修にあたっては、デザイン性、操作性、閲覧性の向上を図るとともに、スマートフォン等の各種端末から快適に閲覧できる仕様とすること。

なお、改修の詳細内容については本市と協議の上、必要に応じて改善提案を行うこと。

ウ 情報発信サイトの構築

本情報発信サイトは、現在ノーコードツール「Studio」を用いて構築されていることを踏まえ、当該環境の特性を考慮した上で構築及び運用を行うこと。

(ア) サーバの調達

受託者は、高い水準で信頼性・可用性・保守性及びセキュリティが確保されているサーバ（物理サーバとクラウドサーバのいずれか）を調達すること。ネットワーク帯域は、情報発信サイトが安定に動作するために必要な帯域幅を確保することとし、SSLサーバ証明書（企業認証又はEV認証）の更新を行うこと。なお、対応するブラウザの範囲については、企画の中で想定する利用者層に合わせて適切な範囲を設定すること。

(イ) アクセス解析機能の設定

受託者は、グーグルアナリティクス等のアクセス解析ツールを用いて、情報発信サイトにどのような利用者からアクセスがあったのか、どのようにページ遷移したのかなどを多角的に分析できる機能を設定し、その結果を簡潔に報告するとともに次年度以降に向けた改善点として提案すること。また、情報発信サイトから外部サイト等へのアクセスについても分析を行うこと。

エ 情報発信サイトの管理・運用業務

管理・運用業務の内容は次のとおりとする。また、必要に応じて適切なセキュリティ対策等を実施すること。

(ア) サーバの監視

情報発信サイトを構成するサーバ群が正常に動作していることを監視できる体制を確保し、異常があった場合は迅速かつ適切に対応すること。なお、サーバ監視、ネットワーク監視、サーバ上で稼働するプログラム群及びソフトウェア等の監視並びにコンピュータウイルス検知・駆除及びバックアップ状況について記録すること。また、これらのうち、システム運用上重要なものについては本市に都度報告すること。

(イ) 情報発信サイトの保守管理と不具合等への対応

情報発信サイトの安定的な運営のために、動作するプログラム等の保守を行うこと。不具合等が発生した場合は、適切に対応すること。

(ウ) 情報セキュリティ対策

コンピュータウイルスや、不正アクセス等による危害の防止のために、システムに各種情報セキュリティ対策を施すこと。また、インストールされているソフトウェア等のセキュリティアップデートについては速やかに対応すること。なお、アップデートにより既存のシステムに支障を来す場合は、事前に本市と協議した上でアップデートしないことができるものとする。

オ 障害時・異常時の対応

(ア) 報告

受託者は自ら障害（異常）が発生していると判断したとき又はデータ等の異常の指摘を受け、障害（異常）のおそれがあると判断したときは、速やかにシステムの状況を確認し、本市に報告すること。

(イ) 対応

受託者は、発生した障害（異常）について、本市の業務時間に関わらず、速やかに対応すること。なお、メンテナンス等により、あらかじめ予測されるデータ取り込み遅延等の事象については、本市と事前に協議し、復旧見込時間を設定する等計画的に対応すること。

(ウ) 原因の調査及び完了報告

受託者は、発生した障害（異常）について、対応が完了後、障害（異常）の原因を調査した結果を添えて、月次業務完了報告書提出時に本市に報告すること。ただし、サービスの継続に著しく影響を及ぼす重大な障害（異常）については、対応完了後速やかに報告すること。

カ 提供コンテンツの発信

本市から提供された記事や動画、SNS 向けコンテンツについては、効果的な手法を用いて情報発信サイト等に公開すること。

キ その他

他事業者に容易に引き継ぐことが可能なシステム構成とすること。クラウドサービスを利用する場合は、受託者とクラウドサービス事業者との間のサービス契約を、受託者以外の者に引き継ぐことができるものとする。また委託事業者が変更になる場合には、新しい事業者がすみやかに運用開始できるよう、全ての情報の引き継ぎに協力すること。

(3) 情報発信支援業務

情報発信サイトおよび Youtube チャンネル (<https://www.youtube.com/@wakayamacitylife>)、SNS (Instagram 等) を効果的に活用するとともに、以下の点に留意してより効果的な広報活動に繋がるように協力隊の業務を支援すること。なお、地域おこし協力隊が欠員となっている期間であっても、受託者による情報発信を実施すること。

ア ターゲット

20～30代の若年層及び子育て世代を主要ターゲットとし、都市部在住の移住検討層、自己実現志向層、関係人口予備群等の価値観や行動特性に応じた複数のセグメントを設定した上で、それぞれのニーズに即した情報発信を行うものとする。

イ 情報発信を推進する上での目標値を次の(ア)から(ウ)とする。

(ア) 情報発信サイト、Youtube、Instagramのコンテンツ月間閲覧数(PV数、動画再生数およびインプレッション数の合計)平均50,000回

(イ) YouTubeのチャンネル登録者数3,000人

(ウ) 外部サイトへの月間遷移数平均100回

ウ 本市の魅力が効果的に伝わるような情報発信。

本市の魅力が伝わる記事や動画コンテンツ、SNS向けコンテンツ等作成支援(インタビューや体験レポート、その他本市の魅力を伝えることができる企画)を行うこと。なお、次の(ア)から(エ)に示す公開コンテンツ数に加え、定期的かつ継続的な情報発信を行い、固定的な視聴者・読者の獲得につながるよう、原則として週1回以上の頻度で何らかのコンテ

ンツを公開すること。また、各 SNS 等のアルゴリズムの特性を踏まえ、投稿内容、投稿時間、ハッシュタグ等を工夫するとともに、閲覧状況や反応等の分析結果を活用しながら、より多くのユーザーに情報が届くよう効果的な情報発信を行うこと。

(ア) 記事 月 2 本以上

(イ) ロング動画 月 1 本以上

(ウ) ショート動画 月 2 件以上

(エ) Instagram コンテンツ 月 2 件以上

エ 情報発信サイトにて更新された記事のコンテンツについては、各 SNS（Facebook、Instagram、X、LINE 等）上で連動して通知するなど、ユーザーを記事コンテンツへ誘導する方策を実施すること。

オ 各情報発信、広報において、SNS 等で発信するための広報用素材（バナー等）を作成すること。また、必要に応じてチラシ等の現物広報媒体を作成すること。

カ WEB 広告や雑誌、首都圏向けの地方紙などを含め多様な媒体を活用し、積極的な情報発信を行い集客に努めること。

キ 主たる検索サイトで情報発信サイトが検索されやすくするため、必要な SEO 対策を講じること。

(4) 交流イベントの企画・運営

ア 概要

本市の情報発信サイト、動画コンテンツ及び SNS 等を通じて本市に興味・関心を持った視聴者等を対象として、相互に交流できる交流イベントを実施すること。なお、企画内容に応じて現地開催又はオンライン開催等、効果的な実施方法を検討し、本市への理解を深めるとともに、具体的なアクションを誘発し、本市との関係構築を促すこと。また、情報発信サイトにおいてエントリーを受け付けること。

イ 内容

本市へ移住した先輩移住者や本市で活動する事業者、地域で活躍する人物等、参加者にとって興味・関心のある人物をゲストに招くなど、参加者と交流できる企画を実施すること。また、参加者がイベント終了後に実際に本市と関わりたくなるような内容とし、イベント後もフォローを行うこと。なお、交流イベントについては、本市の情報発信サイト、動画コンテンツ及び SNS 等を通じて本市に興味・関心を持った視聴者や、本市のことを深く知らない層に対して、交流や体験を通じた魅力発信を行い、本市を訪れるきっかけや関係人口の創出につながる内容とすること。

ウ 回数・参加人数

交流イベントは、1 回以上実施すること。また、各 10～30 人程度の参加者を想定したものとすること。なお、開催場所及び時期については、本市と調整の上決定すること。

エ アンケートの作成・集計等

参加者向けのアンケートを本市と協議の上作成し、イベント終了後、アンケートの配信・

回収・集計を行い、本市に報告すること。

(5) SNS キャンペーンの企画・運営

ア 概要

公式 Instagram (<https://www.instagram.com/wakayamacitylife/>) を活用し、本市の魅力を広く発信するとともに、新規フォロワー獲得及び認知度向上を目的とした SNS キャンペーンを実施すること。キャンペーンは多くのユーザーが参加しやすい参加型企画とし、本市の魅力や地域資源への関心を高める内容とすること。

イ 内容

これまで情報発信サイトや公式 SNS の情報がリーチできていなかった層に向け、参加型のキャンペーンを実施し、新たなフォロワーの獲得を図るものとする。キャンペーン実施に際しては、地産品の景品を用意し、多くのユーザーに参加してもらえるよう工夫をすること。

ウ 実施回数

SNS キャンペーンは、事業期間中に 1 回以上実施すること。実施時期及びキャンペーン内容、景品等の詳細については、本市と協議の上決定するものとする。

エ 実施後の集計等

キャンペーン終了後、次の（ア）から（カ）の事項について集計及び分析を行い、本市へ報告すること。

- （ア）新規フォロワー数及びフォロワー増減数
- （イ）キャンペーン投稿の閲覧数（リーチ数・インプレッション数）
- （ウ）いいね数、コメント数、保存数、シェア数等のエンゲージメント状況
- （エ）投稿数
- （オ）キャンペーンの効果及び課題の分析
- （カ）今後のフォロワー獲得や情報発信の改善に向けた提案

3 提出書類

(1) 契約締結後、次に掲げる書類を速やかに提出すること。

- ア 業務計画書 1 部
- イ 実施スケジュール 1 部

(2) 毎月 10 日までに月次業務完了報告書により本市へ次の事項を報告するとともに、公開コンテンツごとの閲覧状況や流入経路、利用者属性等を踏まえ、クロス集計等を用いた分析を行うこと。また、その分析結果を基に、閲覧数の増加や回遊性の向上、外部サイトへの遷移促進等につながる改善策を整理し、次月以降の情報発信に反映するための具体的な提案を行うこと。（ただし、3 月においては当該月の 31 日までに提出するものとする。）

- ア 情報発信サイト、Youtube、Instagram における閲覧数（PV、再生回数、インプレッション等、媒体特性に応じた指標）

- イ 情報発信サイト、Youtube、Instagram における訪問者数（UU、ユニーク視聴者数、リーチ等、媒体特性に応じた指標）
 - ウ 情報発信サイト利用者のアクセス地点（地域）
 - エ YouTube 登録者数及び推移
 - オ 公開コンテンツ数（（3）情報発信支援業務イに示すコンテンツ数）
 - カ 平均滞在時間
 - キ ページ／セッション数（回遊率）
 - ク 直帰率
 - ケ 外部サイトへの遷移数
 - コ 流入経路の分析（検索、SNS 等）
 - サ その他、本市が求めるもの
- （3）業務完了時、業務完了通知書、及び次に掲げる書類を提出すること。
- ア 業務報告書（委託業務において実施した事業内容、広報物等の各種データ及び情報発信サイトの分析結果等を記載すること。）
 - イ 協力隊員地域協力活動報告書（年次報告）
 - ウ 事業収支報告書
 - エ 協力隊員の給与明細書の写し
 - オ 協力隊員の出勤簿の写し
 - カ 協力隊員の住民票の写し（本籍地及び続柄省略可）
 - キ イベント等記録写真
 - ク その他広報用制作物等本業務で作成、入手した資料等
- （4）打合せ及び定時報告等
- 必要に応じて本市と打合せを行い、必要となる資料を作成すること。

4 業務の適正な実施に関する事項

（1）個人情報保護

受託者が本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

（2）守秘義務

受託者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。

5 その他

- (1) 本業務を円滑に遂行するため、委託者は受託者に対して業務の進捗状況について報告を求められることができることとする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項、又は業務上疑義が生じたときは、速やかに和歌山市と協議して実施するものとする。
- (3) 事業実施にあたり、被写体となる施設等への撮影の申し入れ、許可申請、撮影日のスケジュール調整、モデル等の手配、モデル等への利用許諾取得、その他撮影や取材に付随する全ての業務を実施すること。なお、撮影等取材に伴う経費は全て委託料に含まれる。
- (4) 本業務の実施に伴って生じた一切の成果に対する権利（著作権、著作権等）は、その生じた時から和歌山市に帰属する。
- (5) 他に行っている事業と明確に区分した経理処理を行うこと。また、本事業は国費を用いて執行する予定であり、会計帳簿等の帳簿類は、事業終了後5年間保管し、本市や会計検査院の实地検査に協力すること。